

機関室ビルジ及びスラッジ処理に関する事項

改正要領

海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領

改正事項

機関室ビルジ及びスラッジ処理に関する事項

改正理由

MARPOL 条約附属書 I 第 12.2 規則においては、機関室のビルジ系統及びスラッジ系統の相互連結が禁止されている。一方、当該規定の統一解釈である MEPC.1/Circ.753 では、陸揚げ処理のための共通管については、当該要件が適用除外となる旨規定されている。

しかしながら、当該共通管につながるビルジ系統及びスラッジ系統の相互連結に関する取扱いが不明確であったことから、IACS は当該取扱いについて明確にする解釈を作成し、2011 年 12 月、IACS 統一解釈 MPC99 として採択した。

今般、IACS 統一解釈 MPC99 に基づき関連規定を改めた。

改正内容

陸揚げ処理のための共通管へつながるビルジ系統及びスラッジ系統の相互連結管に逆止弁が設けられる場合、当該配管は関連する条約規定に適合している旨を明記した。